

令和元年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年5月7日(火) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善 男
4	樋 田 都	5	欠席	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	欠席
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

5番 森 博文委員

18番 清水 稔委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（所有権移転）	6 件
議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権貸借）	28 件
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	9 件
追加議案第 25 号	農地法第 3 条の規定による買受適格証明願 いについて	2 件
追加議案第 26 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計 画の承認について（所有権移転）	3 件
追加議案第 27 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計 画の承認について（利用権貸借）	11 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 2020 年農林業センサスの実施に係る名簿の提供について
- ・ 平成 30 年度農業者年金加入実績について
- ・ 令和元年第 6 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和元年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会しま
す。

 本日の出席委員は 19 人中、17 人で総会成立の定足数に達しており
ます。

 本日の欠席委員は、「5 番、森 博文委員」、「18 番、清水 稔委員」
の 2 人でございます。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思いま
す。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、鎌田 長和委員」、「10 番、松良 公
人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 16、17、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 21 号、番号 16、17 について説明します。

番号 16、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「238 m²」、外 6 筆、計「3,600 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者である譲受人に農地を贈与したい」。譲受人は「農地を譲受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「36a」となっておりますが、この後、議案第 23 号、番号 24 では所有権移転について、議案第 24 号、番号 110、111 では利用権貸借の案件が出されており、その全てを合わせると、「95.8 a」となります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号 17、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,638 m²」、外 1 筆、計「3,078 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「新規就農支援事業の支援を受けるにあわせて、所有地の一部を新規就農者である孫に贈与したい」。譲受人は「祖父の農地を譲受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「189.4a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 16 を説明します。

〇〇〇〇さんは親子関係で、息子さんは今年〇〇〇〇を卒業され、新規就農ということで、親の農地を譲り受けて経営を拡大ということです。

先ほど説明があったように、後ほど、売買や貸借の案件があるので面積要件は満たすと思います。

番号 17 の〇〇〇〇くんも〇〇〇〇を卒業して、新たに就農することになります。親子3代となり、間にお父さんがいますが、3人で農業をされています。ここも代々百姓で、大きな経営面積、2町ほどやられていると思います。3代続けてやってもらったら、〇〇〇〇としては、地元としては、万々歳でございますので、よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 18、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 18 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「63 m²」。

議案書 2 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで。

議案書 3 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇までを掲載しています。

計 18 筆、「8,028 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者に農地の使用貸借を設定

することで経営を移譲する」。譲受人は「農地を借受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「223.1 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号 18 を説明します。

〇〇〇〇さんは高齢で、〇〇〇〇となっております。奥さんと二人で農業をされておられます。

また、ここの家は私も同じですが、〇〇〇〇ばかりで、数年前に運よく養子さんを迎えられるまで、4年間くらい義理のお父さん、お母さんと一生懸命農作業に励んでいるということであります。

そういったことで、4年間様子を見ておられたと思いますけど、義理のお父さんが、農業経営を譲って、任そうということであります。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 19、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 19 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「786 m²」、外3筆、計「5,254 m²」、3条使用貸借です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者に農地を貸したい」。譲受人は「農地を借受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「11 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号19を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは親子関係であります。

〇〇〇〇さん、お父さんは〇〇〇〇です。

〇〇〇〇さんは昨年、〇〇〇〇を退職されて親子で仲良く、熱心に農業に取り組んでおられ、〇〇〇〇で、まだこれからも農地を増やしたいという意向を持った方で、がんばってくれると思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号20、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 20 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,378 m²」、外 3 筆、計「4,346 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「農業後継者である息子に農地を一括して贈与したい」。譲受人は「農地の贈与を受け一層農業経営に励みたい」であります。
譲受人の経営面積「128.7 a」。
- 本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 11 番 番号 20 を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは親子関係になります。
〇〇〇〇さんは 3 年ぐらい前に就農されて、元気に農業経営を行っております。
慎重審議、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。

番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 22 号、番号 2 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「380 m²」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、〇〇〇〇に住んでいるが、家族が増え既存の住宅では狭くなったので、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 説明します。

〇〇〇〇さん、こちらにおられなくて、私もその土地、何年か前からずっと売り土地という形で、少し伊予柑の方は植えていますが、だれの手も入っていない状態です。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇さんをされていますが、ここにあるように、家族が増えたということで、〇〇〇〇さん、もう一つ〇〇〇〇にも家があるのですが、3つ目の家ということで、がんばってやられているので、十分じゃないかと思えます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号 23、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 23 号、番号 23 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,566 m²」、外 4 筆、計「5,455 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「181.5 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、後でも出てきますが、貸借関係であったのですが、貸借する時から買って欲しくないかという話がありまして、この度購入する次第となりました。
異議ないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 24、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 24、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,033 m²」。
 所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
 所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「36 a」、
 売買価格〇〇〇〇。
 〇〇〇〇の経営面積は「36 a」となっていますが、この度、売買及び
 貸借契約を締結することで下限面積要件を満たすため経営面積に
 ついて問題ありません。
 以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 所有権の移転を受ける者〇〇〇〇くんですけど、先ほど川本委員より
 説明をして頂きました後継者の〇〇〇〇くんです。
 所有権を移転する者〇〇〇〇さんですが、だいぶ高齢になられまし
 て、この園地につきましても 10 年以上前に〇〇〇〇さんが病気にな
 られて、それからみかんの樹を伐採されて、10 年以上荒地になっている
 園地で、園地というより放任園でした。
 そこを〇〇〇〇くんが農地を広げたいということで譲ってもらえ
 ないかということで話ができております。
 これから、雑木を切って、樹園地にして、柑橘を植えたいと頑張っ
 ております。
 問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
 いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きますして、番号 25 から 27 まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 25 から 27 までを一括して説明します。
番号 25、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「363 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「276.9 a」、
売買価格〇〇〇〇。
番号 26、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「150 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「142.1 a」、
売買価格〇〇〇〇。
番号 27、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「538 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「249.6 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 番号 25 を説明します。
売り手の〇〇〇〇さんの農地「363 m²」ですが、〇〇〇〇さんが2
カ月前だと思いますが、購入した園地に隣接する園地で、ほぼ廃園状
態になっておりまして、そこを譲り受けて、一緒にみかんを植えてや
っていききたいということで、売買価格〇〇〇〇で成立しております。
番号 26、〇〇〇〇の土地ですが、〇〇〇〇さん、出身は〇〇〇〇の
方でありまして、昨年旦那さんが、事故で亡くなりました。
面積は少しですが、やれないということで、隣接している園主の〇
〇〇〇さんに売却したいということで、話がまとまっております。
番号 27、これも売り手は〇〇〇〇さん、今ほど説明したとおりです。
買い手の〇〇〇〇くんの樹園地が隣接しておりまして、〇〇〇〇若
いので、購入して面積を広げてやりたいということで売買が成立して
おります。
以上です、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号 28、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号 28 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「5,008 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「491.6 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

12番 　　売り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ぐらいですけど、体調を崩したのか、土地の方を手放したいということです。
　　買い手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ぐらいです。息子の〇〇〇〇くん、〇〇〇〇ぐらいのバリバリで、親子2人でやっています。
　　地権者の方は元気にやられていたので、山の方も荒れていませんし、綺麗な、足場もよく、まとまった園地ですので、このような価格になっておりますけど、おそらく、〇〇〇〇さんも納得されての売買だと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 110 から 112 まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 24 号、番号 110 から 112 までを一括して説明します。
番号 110、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,129 m²」、外 2 筆、計「2,030 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「36 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 9 カ月」。
なお、〇〇〇〇の経営面積については、議案第 23 号で説明したとおりですので、省略します。
番号 111、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,276 m²」、外 3 筆、計「1,915 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「36 a」、期間「令和 2 年 1 月 31 日まで」です。
なお、経営面積については、先ほどの説明のとおりです。
番号 112、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,250 m²」、外 3 筆、計「1,979 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「189.4 a」、賃借料 〇〇〇〇、期間「5 年 9 カ月」です。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 番号 110 を説明します。
〇〇〇〇さんは高齢で、元々この土地は〇〇〇〇さんが小作していた土地で、〇〇〇〇さんが今度するというので、耕作者が変わっただけであります。
番号 111、〇〇〇〇さん、この人は私よりも年上ですが、長年腰が

悪く、今年手術をして、農作業を医者から止められまして、ほとんどの畑をあててしまいました。

また、この土地は1年契約だったと思いますが、継続されると思いますが、そのような状態で貸借となっております。

番号112、貸し手の〇〇〇〇さん、この人も高齢で、だんだん畑を減らしていて、ほとんど、しゃえんだけしか残っていない状態となりました。

借り手の〇〇〇〇さんは、先ほど説明したとおり、新規就農で、畑を増やしていきたいということでの貸借となっております。

よろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号113、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号113を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,069 m²」、外2筆、計「2,707 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「305.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

3番 　　番号113を説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんは、平成31年度、今年の収穫までは農作業をやっておられましたが、年齢的、体力的なもので、もう、ギブアップ

プをしないといけないということで、非常に困っておられましたけれども、たまたま隣接する〇〇〇〇くんが作りましょう、今まで維持してきたので、放任園はもったいない、作ってみましょうということで、今般あたることになりました。

〇〇〇〇くんは、今年変わりましたけれども、〇〇〇〇の運営委員をされて〇〇〇〇ばでございますので、今後バリバリやって頂けると思います。問題ないと思います。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 114 から 116 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 114 から 116 まで一括して説明します。

番号 114、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,175 m²」、外 1 筆、計「2,386 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「502.9 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「15 年 8 カ月」。

番号 115、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,986 m²」、外 1 筆、計「3,271 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「134.3 a」、期間「9 年 11 カ月」。

番号 116、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,052 m²」、外 1 筆、計「1,652 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「134.3 a」、期間「9年11カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 番号 114 から説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇ですけど、昨年目を悪くされて、園地の手入れが行き届かなくなりまして、地元で借り手を探していましたがなかなか借り手がなくて、この総会に出た時に森委員より〇〇〇〇さんが園地を探していると聞きましたので、連絡し、園地を見てもらいましたら是非借りたいということで今回このような話ことができました。

番号 115、貸し手の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇、ご夫婦でみかんや雑柑を作られていましたけれども、後継者が娘さんばかりでいらっしやなくて、最近足具合も悪くて、園地の借り手を探されてきました。

借り手の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇、〇〇〇〇にお住まいですけども、数年前より〇〇〇〇で園地を借りてみかんを作っておられ、まだまだ園地を増やしたいということで、今回、〇〇〇〇さんの園地を借りることになりました。

番号 116、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇、この方も足の手術をされたりして農作業が難しくなりまして、数年前より園地を何人かにあててこられました。その中の一人に〇〇〇〇さんがおられまして、自宅近くのサンプルの園地も作って貰うことになりました。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で農業委員をされておりまして、まだ〇〇〇〇ですし、園地の管理もきちんとされておりまして問題ないかと思えます。

ご検討よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 117、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 117 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「519 m²」、外 2 筆、計「2,992 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、経営面積「80.4 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 9 カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 これは、〇〇〇〇さん、昨年亡くなられた方が丁寧に作られていた山で、なかなかあたりてがないということでした。
〇〇〇〇くん、昨年から新規就農で頑張っている方で、どうにやってくれないかと言ったら喜んで受けてくれましたので、よろしく願います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 118、119、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 118、119 を一括して説明します。
番号 118、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「910 m²」、

新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「190.4 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年9カ月」。

番号 119、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,272 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年9カ月」。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の経営地「約 53 a」を耕作しているため、経営面積について問題ありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 118 を説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんですが、「川本」さんもお存知のとおり〇〇〇〇にお勤めの方です。3月までは別の方が作られていたのですが、4月になって急に作れません、返しますということで急遽、作り手を探しまして、この畑の隣の畑を作っている〇〇〇〇さん、〇〇〇〇過ぎぐらいの若い後継者の方ですが、その方が1反あるかないかやから、がんばってやってみようということで話がまとまりました。

番号 119、貸し手の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇で高齢となって、面積を縮小したいということです。

〇〇〇〇さん、本業は、〇〇〇〇とあって、〇〇〇〇の方をやっておられますが、弟さんと2人で、水産と山を熱心にやっておられます。ミカン代もこの最近良いということで、少しぐらいなら増やしてやってみようかということで話がまとまっております。

よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 120、121、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 120、121 を一括して説明します。

番号 120、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「818 m²」、外 1 筆、計「1,003 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「58.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「10 年」。

番号 121、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,309 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「94.9 a」、期間「10 年 8 カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 120、貸し手の〇〇〇〇さん、年齢が〇〇〇〇ぐらいです。息子さんもおられるんですが、息子さんは就農されていないので、面積を減らそうかということで、同じモノレールを使っている、隣接地の〇〇〇〇くん、新規就農して、面積を増やしたいということで話がまとまりました。

番号 121、貸し手の〇〇〇〇さん、この方も年齢〇〇〇〇ぐらいの方で、息子さんもいるのですが、〇〇〇〇の方で〇〇〇〇されていて、後継者として農家を継いでいないので、この土地をやめて伐採しようかと言っていたのですが、隣接している〇〇〇〇くんに話をしたところ、作ってもいいということで話がまとまりました。

〇〇〇〇くん、年齢は〇〇〇〇ぐらい、まだ元気にやっておりますので大丈夫です。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 122 から 124 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 122 から 124 までを一括して説明します。
番号 122、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「383 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「370.7 a」、期間「14 年 11 カ月」。
番号 123、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「509 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「148.7 a」、期間「14 年 11 カ月」。
番号 124、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,839 m²」、外 1 筆、計「3,623 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「272 a」、期間「5 年」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

15 番 番号 122、貸し手の〇〇〇〇さんですが、かなり高齢の方で、もう農業をすることが出来ないということです。息子さんもおられますが、どこかよその方で働かれているということです。
借り手の〇〇〇〇さんは、隣接地にみかんがあるそうなので、する

ことになりました。

番号 123、これも貸し手は〇〇〇〇さんです。

借り手の〇〇〇〇さんという方、会長の方がよく知っていると思いますが、私、よく知らないのですが、近所の方にいろいろと聞いたら、熱心に農業をやられるということで、大変真面目な方だと聞いていますので、よろしくをお願いします。

番号 124、貸し手の〇〇〇〇さんも高齢で、近くに〇〇〇〇さんがおられまして、その方がやるということになりました。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 125、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 125 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,816 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「110.8 a」、期間「4年11カ月」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 6 番 　　〇〇〇〇さんの〇〇〇〇山手の園地を昨年まで作っていた人の紹介で、今年から〇〇〇〇さんが作りたいということです。
〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇です。
よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 126 から 129 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 126 から 129 までを一括して説明します。
番号 126、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「563 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「369.3 a」、期間「10 年」。
番号 127、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,451 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「369.3 a」、期間「10 年」。
番号 128、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「910 m²」、外 2 筆、計「1,341 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「369.3 a」、期間「5 年」。
番号 129、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,748 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「369.3 a」、期間「10 年」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号126から129まで、一括して説明します。
利用権を設定する方の説明ですが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で、〇〇〇〇する年になったら、徐々に面積を減らしていきたいなあということで聞いておりました、それを実践した形になっていると思います。

番号127、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で辞められてから、作業をされていたのですが、膝が痛いということで、徐々に減らしていきたいということで今回の話しになっております。

番号128、〇〇〇〇さん、お父さんの〇〇〇〇さんが亡くなられて管理されていたのですが、なかなか上手くいかないということで、あてることになっております。

番号129、〇〇〇〇さん、この方も自宅の周りを少しつくるだけで、他の土地もあてられていて、今回〇〇〇〇さんに作って頂きたいということです。

借り手の〇〇〇〇くん、この総会の場合でもよく名前が出てくると思いますが、去年〇〇〇〇されてまだまだ面積も拡大したいということで、今回ほぼ清見の園地だったと思いますが、結構な大口となりまして、11月のサンテの購買の引落し代どれくらいになるか、気になるところですが、まだまだやる気ありますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号130から137まで、再設定です。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号130から137までを一括して説明します。
番号130、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「715

m²」、外 1 筆、計「1,519 m²」。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「262 a」、
賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 9 カ月」です。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
等について」

番号 12 から 20 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 3 号、番号 12 から 20 までを一括して説明します。
番号 12、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,566
m²」、外 4 筆、計「5,455 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

番号 13 から 20 までは説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、追加議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による買受適
格証明願いについて」を上程致します。

番号 1、2、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて」を説明します。

裁判所の競売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。これを買受適格証明書といいます。

農地を取得できないものが買受人となることを未然に防ぐため、入札参加者は買受適格証明書を有している者に限定するという取扱いがなされています。

ただ、買受適格証明書発行の可否につきましては、通常農地法第3条の申請に対する要件となんら変わりませんので、ご注意ください。では、議案第25号、番号1、2について説明します。

番号1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,844 m²」。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「217.5 a」。

申請事由としては、「後継者ができたため、経営規模を拡大したい」であります。

本議案につきましては、証明願い等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に番号2を説明します。

農地の所在は、番号1と同じ場所です。

申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「256.3 a」。

申請事由としては、「樹園地を拡大し、所得向上を図りたい」であります。

本議案につきましては、証明願い等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

説明します。

申請地は、山の中腹の農道沿いになります。農道からモノラックのレールはついていますが、十年程何もしてなく、みかんの樹は防除の関係で切っています。

また、クレーン施設は止めておりますが、すぐに復旧はできます。

農地としては標高 150m ラインの農道沿いで、レールの降りる場所が駐車場で、車を止めることができ、条件的には良いところですが、荒れており、現在は草地となっております。

番号 1、申請者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、体に不自由があるのですが、車の運転もできますし、常時 3 人を雇って農業経営をしています。

番号 2、申請者の〇〇〇〇さん、この人は〇〇〇〇で、とてつもない鉄人ですが、今、どんどん畑を増やしています。

その内 1 カ所は昨年、水害で流れましたけれど、ここも常時人を雇って、一緒に畑を管理しています。

このくらい農地面積が増えたからと言って、農業経営が悪くなることはないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することと致します。

議 長

続きまして、追加議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 29 から 31 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第 26 号、番号 29 から 31 までを一括して説明します。

番号 29、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「175 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「237.6 a」、

売買価格〇〇〇〇。

番号 30、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「194 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「145.7 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 31、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「389 m²」、
外 1 筆、計「465 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「146.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号 29、所有権を移転する者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇のバリバリの農家さんですが、少し中途半端な面積で、不便な場所ということもありまして、近くに畑があります〇〇〇〇さんに売ることになりました。

番号 30、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係となっておりまして、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇の財産を処分したいということで親戚の〇〇〇〇さんが買われることになりました。

番号 31、所有権を移転する者〇〇〇〇さんは高齢で、跡取りもいなくて、財産を処分していきたいということです。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係ということで、〇〇〇〇さんが買われることになりました。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号 138 から 147 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 27 号、番号 138 から 147 までを一括して説明します。
番号 138、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,042 m²」、外 1 筆、計「2,431 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「199.5 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「2 年 9 カ月」。
番号 139、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,137 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「78.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「2 年 9 カ月」です。
番号 140、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「996 m²」、外 1 筆、計「1,276 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「145.7 a」、期間「4 年 9 カ月」です。
番号 141、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「764 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 9 カ月」。
ここで、議案第 27 号用の参考資料の 1 ページをご覧ください。
〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、こちらのとおり就農計画を立てているため問題ありません。
番号 142、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,323 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 9 カ月」です。
なお、経営面積については先ほどの説明のとおりです。
番号 143、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「990 m²」、外 1 筆、計「1,065 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年9カ月」です。

なお、経営面積については先ほどの説明のとおりです。

番号 144、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「339 m²」、外1筆、計「673 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「177.7 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年9カ月」です。

番号 145、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「532 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「38.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「1年9カ月」です。

〇〇〇〇の経営面積は「38.1 a」となっていますが、その他に中間管理機構より貸借している農地が「26.7 a」あるため問題ありません。

番号 146、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「622 m²」、外1筆、計「2,873 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「38.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「1年9カ月」です。

なお、経営面積については先ほどの説明のとおりです。

番号 147、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,432 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「369.3 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」です。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

11番 番号 138 を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは新規就農者で、バリバリ仕事をされています。自分でも面積を広げたいということで今回小作をすることになりました。

よろしく申し上げます。

10番

番号139から説明します。

番号139、〇〇〇〇の畑は、2月にモノラックの事故で亡くなられました〇〇〇〇さんが作られていた農地です。

〇〇〇〇さんは、2年ぐらい前にサラリーマンを辞めて、就農され、面積を増やしているところです。

番号140、〇〇〇〇さんは高齢で、面積を減らしています。

で、利用権の設定を受ける者〇〇〇〇くんは、最近就農されてどんどん面積を増やしている方です。

番号141、〇〇〇〇さんは、昨年、脳梗塞で倒れられて、面積を徐々に減らされています。

で、利用権の設定を受ける者〇〇〇〇くんは、〇〇〇〇からIターンで2年間の研修期間を終えて今年から就農しています。

番号142、〇〇〇〇さん、ここも亡くなられた〇〇〇〇さんが作られていた畑です。

で、〇〇〇〇くんが面積を増やしたいということであたることになりました。

番号143、〇〇〇〇さんも高齢で、息子さんがおられますが、農家をされていません。ほとんどの畑をあてていまして、今回〇〇〇〇くんが頑張っているので作って貰うことになりました。

番号144、ここも〇〇〇〇さんが作られていた畑です。

で、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で、農地は家の裏にあたり、モノラックを一つ延長したら〇〇〇〇さんの畑になるので作られることになりました。

番号145、ここも同じく〇〇〇〇さんが作られていた畑です。

今まで、〇〇〇〇に研修園として、〇〇〇〇が管理していた畑を全部〇〇〇〇くんに回すことになりましたので、〇〇〇〇に研修園が無くなるということで〇〇〇〇さんが全部畑を返されて、2園地だけ、作り手が見つからなかったので〇〇〇〇に相談したところ、ここなら作れますということで、研修園として作って貰うことになりました。

番号146も同じです。

番号147、ここも〇〇〇〇さんの畑ですけども、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇でバリバリの方で、かつては〇〇〇〇をされ、県の会長もされた〇〇〇〇さんが作らせてくれということで、こういう形になりました。

以上です。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 148、再設定です。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 148、再設定扱いの案件です。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,382 m²」。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「172.7 a」、
賃借料〇〇〇〇、期間「4年9カ月」です。
以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時35分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年5月7日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 鎌田 長和

議事録署名人 松良 公人